

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会

中間提言

～ご意見を募集します～

この度、市は、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会（平成 25 年 9 月から平成 26 年 12 月まで）」を設置し、改めて地域コミュニティはどうあるべきか議論しています。

本委員会において、中間提言をまとめましたので、この内容について、皆様からご意見をいただくことにいたしました。皆様からいただいたご意見は、今後の議論に反映させ、さらに内容を深めてまいります。その後、平成 26 年 11 月を目途に最終提言としてとりまとめ、市長へ答申し、第五期長期計画・調整計画に反映させていく予定です。

■ ご意見の提出方法

ご意見をまとめた内容を文章にさせていただき、郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参してください。ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入してください。なお、電話によるご意見はご遠慮ください。

■ 募集期間

平成 26 年 5 月 15 日（木）から 6 月 18 日（水）まで（必着）

※提出いただいたご意見は、原則公開とさせていただきます。

—市民意見交換会へもご参加ください—

中間提言の概要を説明し、ご参加の皆様からご意見を伺います。

○平成 26 年 6 月 6 日（金）午後 7 時～9 時 商工会館 4 階 市民会議室

○平成 26 年 6 月 15 日（日）午後 2 時～4 時 武蔵野プレイス 4 階 フォーラム

申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

【意見宛先・問い合わせ先】

武蔵野市市民部市民活動推進課コミュニティ推進係

住 所 〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電 話 0422 - 60 - 1830 FAX 0422 - 51 - 2000

e-mail sec-katsudou@city.musashino.lg.jp

平成 26 年 4 月

目 次

1	提言の背景と目的	1
2	地域コミュニティとは	4
3	地域コミュニティの現状と課題について	5
4	これからの地域コミュニティのイメージ	7
5	行政の役割	9
6	実現に向けての課題と対応	10

【資料】

	中間提言までの経緯・今後の予定	12
	武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 委員名簿	13

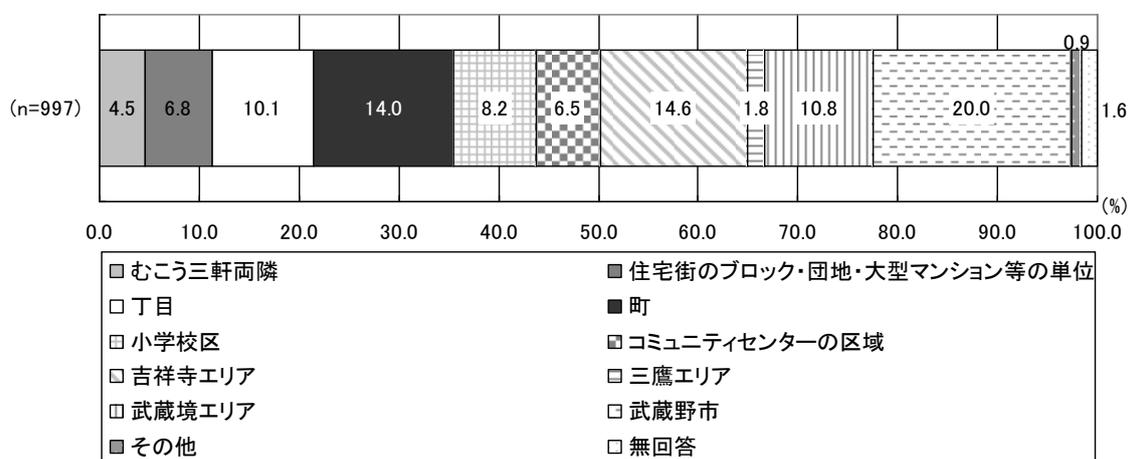
1 提言の背景と目的

これまで武蔵野市の地域コミュニティづくりは、昭和46年の「コミュニティ構想¹」とコミュニティ条例（平成14年施行）に基づき、特徴的な形で展開されています。具体的には、全市的に町内会や自治会を組織することなく、「自主三原則（自主参加、自主企画、自主運営）」の考え方にに基づき、各地域のコミュニティ協議会を中心とした市民の自発的な活動により、地域コミュニティづくりが行われてきました。

その結果、約40年間にわたり16のコミュニティ協議会が、コミュニティセンターを中心として、地域の実情に応じたコミュニティづくりのための様々なイベントや取り組みを行ってきたことは、高く評価できます。

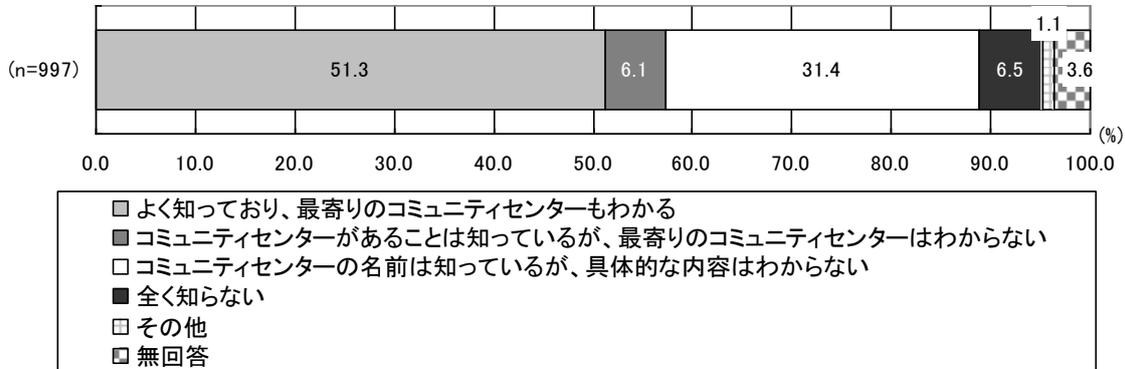
しかしながら、平成24年度に実施した「これからの地域コミュニティと市民自治のための基礎調査」では、「地域」のイメージが共有されていないことや、コミュニティセンターの認知度が約半数であることが明らかになっており、コミュニティ構想に基づいたコミュニティづくりが十分に認知されてこなかった現状がうかがえます（別図1・2参照）。このような状況に加え、現在の地域コミュニティにおいては、コミュニティ協議会だけでなく、行政の働きかけなどもあって設立されてきた様々な課題別の活動団体が存在していて、同じ「地域」を中心とした各団体の連携がうまくいかないといった課題を抱えています。

【別図1】「地域」と聞いてイメージする範囲



¹ 武蔵野市第一期長期計画（昭和46年策定）に掲げられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するためには、行政が、市民の市政参加のしくみをつくること（市民参加システムの形成）、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくこと（地域生活単位の構成）であるとしている。そうして創出されるのがコミュニティであり、行政は地域の特性に対応し、そのコミュニティづくりをバックアップする役割があるとしている。

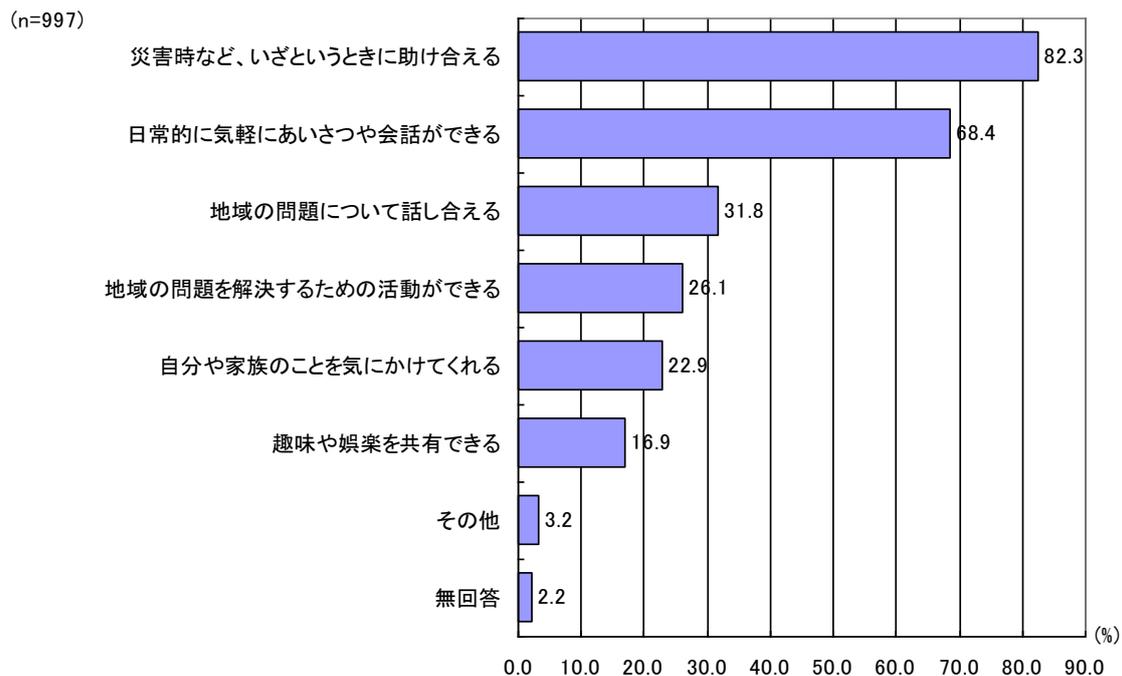
【別図2】コミュニティセンターの認知



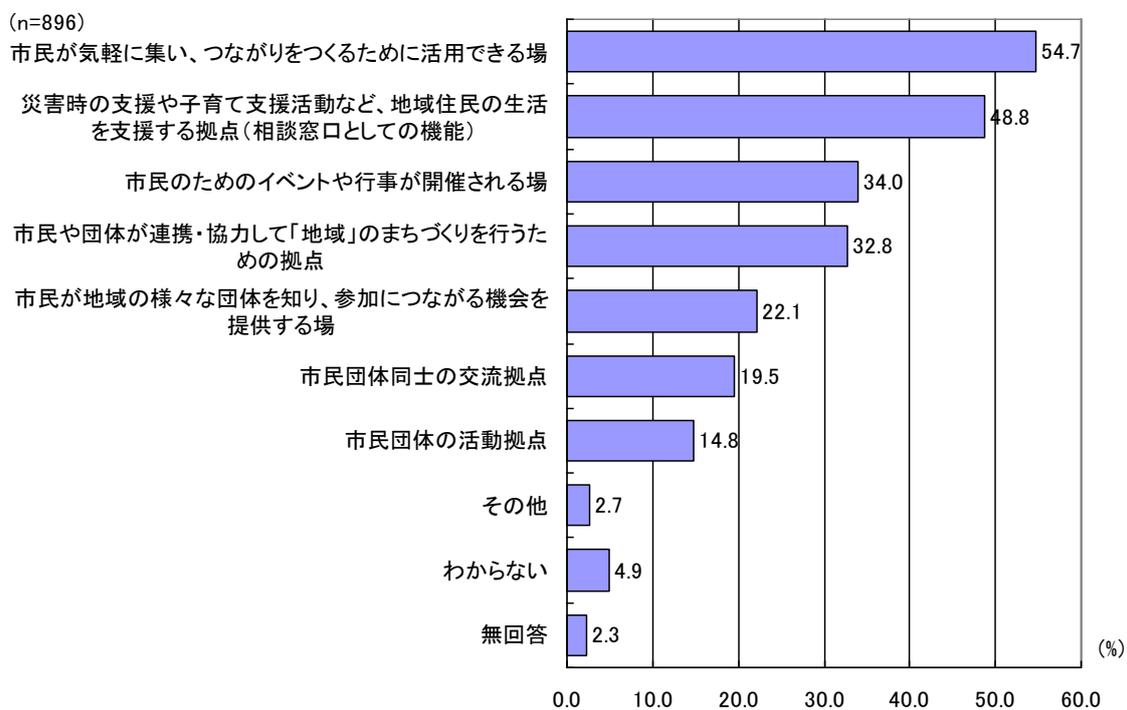
また、少子高齢化や近隣関係の希薄化が進むなどの地域社会の変化が見られる中、東日本大震災以降には災害時の助け合いや情報伝達の基礎となる緩やかなつながりと参加しやすい環境づくりを求める市民の声が多く（別図3・4参照）、コミュニティへの期待やコミュニティの果たす役割などについて、改めて問い直すことが必要となっています。

こうしたことから、行政も含めた地域に関わるすべての人々と団体の中で、コミュニティとコミュニティづくりにむけた理念を共有することを目的として、この提言をとりまとめています。

【別図3】コミュニティに求める役割



【別図 4】 コミュニティセンターに求める役割・機能



【別図 1～4】 出典:平成 24 年度「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書

2 地域コミュニティとは

ここでは、ある程度の地域的な範囲の中で、その地域の市民（在勤・在学も含む）や地域で活動している様々な団体、地域内の施設や事業者が、何らかの帰属意識を持ち一定の連帯感ないしは相互扶助（支え合い）の意識をもって課題解決に当たっていくことのできる社会的なまとまりを「地域コミュニティ」とします。

3 地域コミュニティの現状と課題について

(1) 地域コミュニティの現状

武蔵野市では、一部を除いて、町会・自治会は組織されていません。代わりに、「コミュニティ構想」に基づく地域コミュニティづくりを進めており、その中心となるのがコミュニティ協議会です。

コミュニティ協議会は、市民の自主参加によりコミュニティセンターを活動拠点として、地域におけるコミュニティづくりに取り組んでいます。また、コミュニティ協議会は、指定管理者として市から指定され、コミュニティセンターの管理運営も担っています。

コミュニティ協議会の運営や活動は「自主三原則²」に基づいて、コミュニティ協議会が自主的に運営や活動を行っているため、コミュニティ協議会ごとに運営方法や活動内容は異なっており、多様な活動が展開されています。

行政は、コミュニティ協議会に対して事業費等の補助を行っていますが、コミュニティセンターの指定管理業務を除き、運営方法や活動内容について関与することは原則としてありません。

また、市内では、子育て・防災・福祉などの分野毎に地域課題の解決を目的とした様々な活動団体（課題ごとの活動団体）やNPOなどが、行政等との関係性のもと地域毎に活動しています。さらに、学校・PTAや企業・商店会など、地域においては様々な団体がありますが、いずれも、地域のコミュニティ協議会との関係は限定的であると同時に、これまであまりその関係については明確にされてきませんでした。

(2) 地域コミュニティの課題

武蔵野市のコミュニティづくりのもっとも基本的な考え方である「コミュニティ構想」や「自主三原則」の考え方は、40余年の歴史があるにもかかわらず、行政にも市民にも、十分にその意義や内容が共有されていないところがあります。

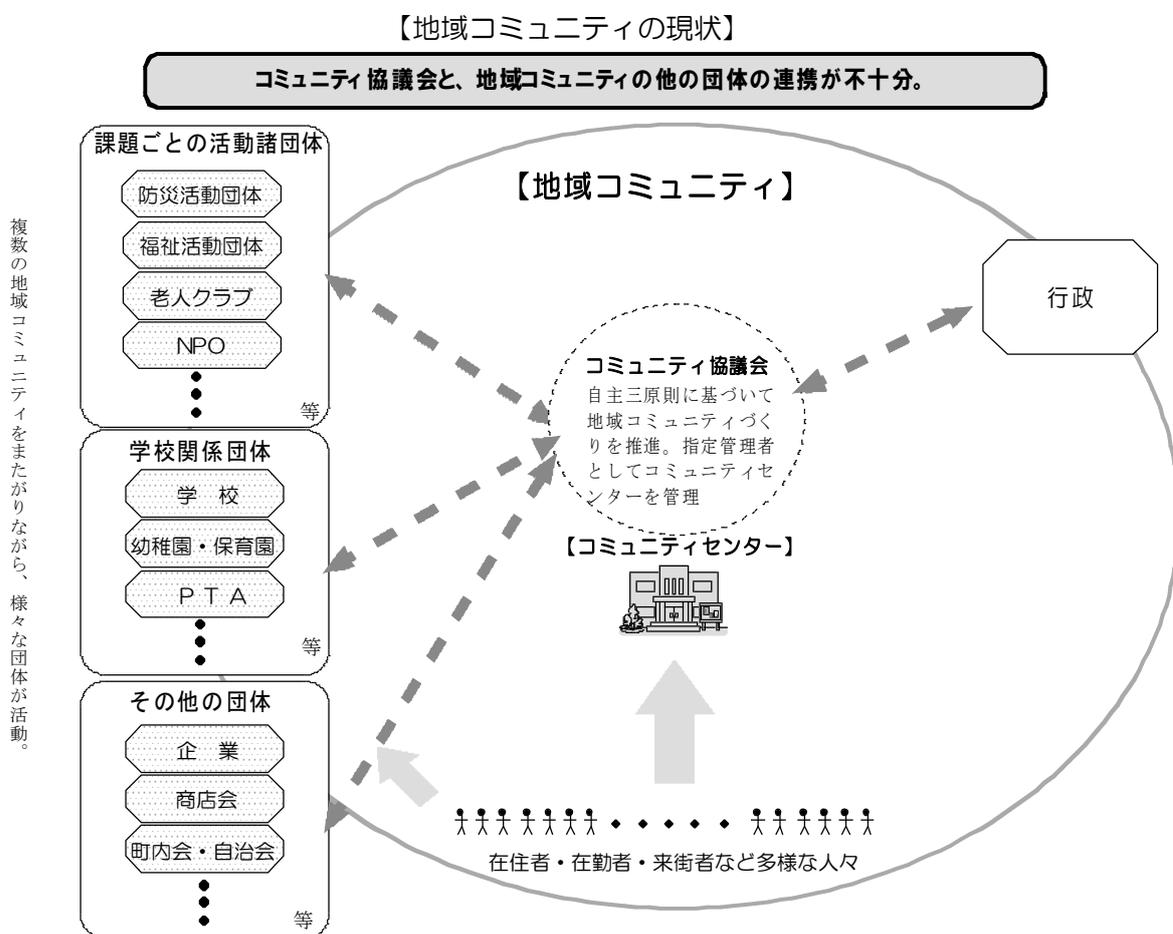
そのため、コミュニティ協議会は地域で様々な活動を展開しているにもかかわらず、その取組が公的な目的をもっていることも、行政によって正式に認められていることも、十分に理解されていないこともあって、市民一般の参加を得にくい現状があります。

また、コミュニティ協議会が設立された後に、様々な地域の課題を解決する目的で、行政などにより子育て・防災・福祉等の分野ごとに、いくつかの活動団体が地域毎に設立されてきました。本来ならば、これらの活動も地域のコミュニティ協議会という場を共有することが「コミュニティ構想」の目指す形であったはずですが、そのことが十分に理解さ

² 「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加、自主企画、自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条に明記されている。

れていなかったことなどから、コミュニティ協議会とは別個に地域で組織され、両者の連携が不十分なままに活動を展開する現状となっています。

結果として、「コミュニティ構想」がめざした「地域コミュニティ」全体で、地域の様々な課題について市民が議論していくような状態は達成できていません。



(1)「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」とは

①「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」の目指すもの

「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」は、地域コミュニティを構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、地域の個人、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場とすることで、地域コミュニティが全体として活動していけることを目指します。

②「地域フォーラム（仮称）」としての地域コミュニティの範囲

「地域フォーラム（仮称）」としての地域コミュニティの区域については、当面は現在のコミュニティ協議会の区域を想定しています。ただし、複数の協議会区域にまたがって議論するようなテーマについては、コミュニティ協議会相互またはコミュニティ研究連絡会³（研連）の調整により対応していきます。

転入者などの地域コミュニティと関わりが薄い市民にとっては、重複等がみられる現在のコミュニティ協議会の区域は必ずしもわかりやすいものではないため、市民に案内するコミュニティ協議会の区域については、居住地に対して1つとなるよう、行政において別途、基本的な区域を設定します。ただし、実際のコミュニティ協議会の活動は、「自主三原則」の考え方にたち、その区域に関わらず、これまで通りの区域の考え方で活動していきます。

③「地域フォーラム（仮称）」の運営と開催

「地域フォーラム（仮称）」は、コミュニティ協議会が運営します。具体的な運営の方法などについては「自主三原則」に基づき地域の実情に応じて設定します。

「地域フォーラム（仮称）」は、コミュニティ協議会が必要に応じて開催するだけでなく、防災や福祉など地域において共に解決すべき課題があれば、行政や課題別の活動団体がその開催をコミュニティ協議会に要請することもできます。また、「②」で示したように、複数の地域にまたがる議題を取り上げる場合には、研連の調整により複数のコミュニティ協議会の区域をまたがる形で開催することもできます。

④「地域フォーラム（仮称）」の参加者

この「地域フォーラム（仮称）」には各課題別の活動団体や行政なども参加し、地域について様々な情報や課題について共有するとともに、コミュニティ協議会も含めた各団体と行政との間で役割分担を図りながら、その解決のための方法などについて協議します。

また、地域の居住者や在勤者等は、コミュニティ協議会をはじめとした各団体へ参加した

³ 昭和54年3月、コミュニティに関する研究、調査及び各コミュニティセンターの管理運営に関する連絡、協議を行うことを目的に設置（「コミュニティ研究連絡会会則」第1条より）。現在は16のコミュニティ協議会によって組織されている。

り、個人としても「協議の場」に参加することができます。このような場を新たに設定することで、コミュニティ協議会と課題別の活動団体の連携が深まると同時に、一般市民を含めた地域の交流も深まり、地域コミュニティの新たな担い手が登場することを期待します。

(2) コミュニティセンターの役割

コミュニティセンターは、これまで通りコミュニティ協議会により管理運営が行われます。そして、コミュニティセンターは「協議の場」として活用される他、地域コミュニティの活動拠点として、これからも課題別の活動団体の活動場所や個人が気軽に参加できる地域住民の交流の場などとして活用されます。

また、災害時には武蔵野市地域防災計画で位置づけられている「災害時支え合いステーション」としての役割をはたすことも期待されています。

5 行政の役割

(1) 「地域フォーラム（仮称）」への参加

行政も「自主三原則」の考え方を尊重しながら、必要に応じて積極的に「地域フォーラム（仮称）」に参加していきます。特に防災や福祉など地域で解決すべき公的な課題があれば、「地域フォーラム（仮称）」の開催を要請し、地域コミュニティとの情報共有や解決に向けた取組を検討していきます。「自主三原則」とは、行政がいっさい関与しないという意味ではなく、行政からみて解決すべき地域の課題があるならば、それを提起するのは当然のことであり、ただしその解決方法についてはつねに市民と共に考え、市民の自発的な協力に基づき、これを解決していくことを意味するととらえ直す必要があります。

(2) 「地域フォーラム（仮称）」での基本的な立場

「地域フォーラム（仮称）」において行政は、地域で解決すべき課題について、あくまでも市民やその他の団体と互いの立場を尊重し合いながら、「対等な立場」で協議します。そのため、行政側から具体的な取り組み内容を提示しても、一方的にその遂行を地域コミュニティに求めたり、逆に地域コミュニティ側から行政に一方的に要望・依頼を行うのではなく、相互に情報を共有し、ともに考えていくことを目指します。行政と市民の間でこのような関係を保っていくことが、「自主三原則」本来の考え方にそったものです。

(3) 地域コミュニティを中心に活動する意識の共有

地域課題は地域コミュニティで解決することが本来の姿ですが、行政が地域住民と共に解決すべき課題については、単独に活動を展開するのではなく、「地域コミュニティ」を中心

につながり、情報を共有し、活動していくという意識を共有することが必要です。それこそが40年来取り組んできた武蔵野市の「コミュニティ構想」が目指してきたことです。行政はこのことを改めて自覚し、職員研修などで周知徹底を図ると同時に、転入してきた市民への案内をはじめ、一般市民に対する積極的な広報にも努めるべきと考えます。

また、政策課題ごとの対応だけではなく、地域コミュニティ全体をマネジメントすることのできるような行政組織の在り方についても検討していくことが求められます。

(4) 「コミュニティ構想」の新たな展開

武蔵野市では、「コミュニティ構想」にもとづき、コミュニティ協議会を中心として地域コミュニティを育てていくことについて、市民も行政も共通の認識とすることが大切です。「コミュニティ構想」のもつ理念を、現在の社会状況に応じてわかりやすく整理し文章化したうえで提示し、広報していくなど新たな展開を図ることが必要となります。そして、武蔵野市独自の方式であるコミュニティ協議会自体の広報や、コミュニティ協議会への参加促進などの支援を行います。

また、一定規模のマンションの建設時にはまちづくり条例や建築確認時の協議等において、行政が開発事業者等に対して武蔵野市のコミュニティづくりに理解を求め、コミュニティ協議会への協力を要請していきます。

6 実現に向けての課題と対応

(1) 多世代からの参加の促進

現状では、地域コミュニティの活動への参加者は固定化・高齢化の傾向にあります。コミュニティ協議会や行政が連携して、分かりやすい参加の仕組みや受け入れ体制を構築し、口コミやSNS⁴のほか広報をさらに充実して、多様な世代からの地域住民の参加を促していくことが求められます。また、地域との交流が必ずしも盛んではないマンション管理組合等の参加の仕組みを新たに検討していく必要があります。

さらに、新しい人材の確保や活用のためのコミュニティづくりに関する研修を、コミュニティ協議会や行政が実施したり、学校等と連携して、武蔵野市のコミュニティの意義や考え方について次の世代に伝えるなどの取り組みを実施していくことが求められます。

⁴ Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。

(2) 「協議の場」の実現

「地域フォーラム（仮称）」の開催を実現するには、地域コミュニティづくりの関係者との調整など、時間がかかる可能性があります。そこで実現への第一歩として、例えば現在のコミュニティ協議会の住民総会や運営委員会を前半後半の2部構成として、そのうちの一部を「協議の場」と位置づけ、課題ごとの活動団体や行政が参加した会議として位置づけていくなどの取り組みを試みる必要があります。また、「協議の場」として、現在各コミュニティ協議会が実施している利用者懇談会の地域バージョン的な取り組みとして捉えることで、受け入れ易い形として提案できます。

(3) 地域を中心に活動する意識の共有

これからの地域コミュニティのイメージを実現していくためには、関係者がそれぞれ「地域コミュニティ」を意識していかなければなりません。

コミュニティ協議会や各種の活動団体、行政が「地域コミュニティ」を中心につながり、情報を共有し、活動していくという本来のコミュニティの在り方を実現できるようにしていく必要があります。

【資料】

○「中間提言」までの経緯

会議日程等	主な内容
第1回 平成25年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱及び本委員会について ・武蔵野市のコミュニティの現状と課題 ・検討の論点について
平成25年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの視察（境南・八幡町・御殿山）
第2回 平成25年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの定義 ・コミュニティ協議会のあり方
第3回 平成25年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティと目的別コミュニティの連携
第4回 平成25年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な行政の役割
第5回 平成26年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見整理
第6回 平成26年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅や地域との接点を持たない人との関係について ・地域コミュニティのエリアの考え方について
第7回 平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティのエリアについて ・中間取りまとめに向けた意見交換
第8回 平成26年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間取りまとめに向けた意見交換

○今後の予定

会議日程等	主な内容
平成26年5月	関係団体との意見交換会
平成26年5月15日 ～6月18日	パブリックコメント募集
平成26年6月6日・15日	市民意見交換会（2回）
第9回～11回 平成26年7月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の結果 ・コミセンの機能、役割、管理及び運営の在り方 ・具体的な取り組み方策 ・答申（案）について
平成26年11月	市長に提言内容を答申
	第五期長期計画・調整計画へ反映

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 委員名簿

平成 25 年 9 月現在

氏名	職	選任区分
小餅 友子	コミュニティ研究連絡会 副会長	コミュニティ 協議会
○笹野 章嘉	コミュニティ研究連絡会 会長	コミュニティ 協議会
◎玉野 和志	首都大学東京 人文科学研究科 教授	学識経験者
出口 満廣	マンション管理士	地域組織・団体
寺島 芙美子	青少協 大野田地区委員会 委員長	地域組織・団体
成木 洋一	(境在住)	公募委員
二階 のぶ子	(吉祥寺南町在住)	公募委員
平湯 友子	子育て応援スペース とことこ 代表	地域組織・団体
広江 詮	関前福祉の会 会長	地域組織・団体
渡邊 大輔	成蹊大学文学部 講師	学識経験者

◎委員長、○副委員長 (敬称略、五十音順)